

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月1日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第32号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用</p>

<p>職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.0125</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
---	---

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	288,500	317,900	331,300	398,200	423,500
	2	138,700	189,500	226,500	290,600	320,100	333,400	400,500	425,800
	3	139,900	191,300	228,400	292,700	322,300	335,600	402,800	428,000
	4	141,000	193,100	230,200	294,800	324,500	337,800	405,200	430,200
	5	142,100	194,700	231,900	296,800	326,600	340,000	407,100	432,300
	6	143,200	196,500	233,800	298,900	328,700	342,200	409,100	434,400
	7	144,300	198,300	235,700	301,000	330,800	344,400	411,000	436,500
	8	145,400	200,100	237,500	303,100	332,800	346,600	412,900	438,700
	9	146,500	201,800	239,200	305,200	334,900	348,600	414,800	440,500
	10	147,900	203,600	241,100	307,300	337,000	350,700	416,600	442,400
	11	149,200	205,400	242,900	309,400	339,100	352,800	418,500	444,400
	12	150,500	207,200	244,800	311,500	341,200	354,900	420,500	446,400
	13	151,800	208,800	246,500	313,400	342,800	356,800	422,300	448,300
	14	153,300	210,700	248,400	315,500	344,800	358,800	423,800	450,100
	15	154,800	212,600	250,200	317,600	346,800	360,800	425,400	451,900
16	156,400	214,500	252,000	319,700	348,800	362,700	427,000	453,700	

17	157,700	216,300	253,700	321,700	350,600	364,800	428,600	455,500
18	159,200	218,200	255,700	323,800	352,500	366,700	429,900	457,000
19	160,700	220,100	257,700	325,900	354,400	368,700	431,200	458,500
20	162,200	222,000	259,700	328,000	356,300	370,700	432,500	460,000
21	163,600	223,700	261,600	329,600	358,200	372,700	433,700	461,400
22	166,300	225,600	263,500	331,600	360,000	374,700	435,000	462,700
23	168,900	227,500	265,400	333,700	361,800	376,700	436,300	464,000
24	171,500	229,400	267,200	335,800	363,500	378,700	437,500	465,200
25	174,200	231,000	269,200	337,700	365,000	380,300	438,700	466,200
26	175,900	232,800	271,100	339,700	366,300	382,100	439,500	466,900
27	177,600	234,500	273,000	341,700	367,700	383,900	440,300	467,700
28	179,300	236,300	274,900	343,700	369,100	385,600	441,100	468,400
29	180,800	237,700	276,700	345,600	370,600	387,400	441,700	469,100
30	182,600	239,200	278,600	347,500	371,500	388,800	442,400	469,900
31	184,400	240,700	280,500	349,400	372,600	390,400	443,100	470,600
32	186,100	242,200	282,400	351,300	373,700	392,000	443,800	471,400
33	187,700	243,600	284,100	352,800	374,500	393,500	444,600	472,200
34	189,200	245,100	286,000	354,300	375,400	394,700	445,400	472,900
35	190,700	246,600	287,900	355,800	376,300	395,900	446,100	473,700
36	192,200	248,200	289,800	357,300	377,200	397,100	446,900	474,500
37	193,500	249,500	291,500	359,000	378,200	398,200	447,500	475,300
38	194,800	251,100	293,300	359,800	379,000	399,400	448,200	476,000
39	196,100	252,700	295,100	361,000	379,800	400,600	449,000	476,800
40	197,400	254,300	296,900	362,000	380,600	401,800	449,800	477,400
41	198,700	255,700	298,700	362,900	381,300	402,500	450,400	478,200
42	200,000	257,100	300,400	364,000	382,000	403,200	451,200	479,000
43	201,300	258,500	302,100	365,000	382,700	403,900	452,000	479,800
44	202,600	259,900	303,800	366,100	383,400	404,600	452,600	480,600
45	203,800	261,100	305,500	367,000	383,900	405,200	453,200	481,400
46	205,100	262,500	307,200	367,700	384,500	405,900	454,000	482,200
47	206,400	263,900	308,900	368,400	385,200	406,600	454,800	483,000
48	207,700	265,300	310,600	369,100	385,900	407,300	455,600	483,800
49	208,800	266,600	311,800	369,600	386,300	408,000	456,200	484,600
50	209,900	267,800	313,400	370,200	387,000	408,700	457,000	485,400
51	211,000	269,100	315,000	370,900	387,600	409,400	457,800	486,200
52	212,100	270,400	316,600	371,600	388,200	410,000	458,600	487,000
53	213,300	271,500	318,300	371,900	388,700	410,600	459,200	487,800
54	214,300	272,700	319,900	372,600	389,300	411,200	460,000	
55	215,300	274,000	321,500	373,300	389,900	411,800	460,800	
56	216,300	275,300	323,100	374,000	390,500	412,400	461,600	

57	217, 100	276, 400	324, 600	374, 400	390, 900	412, 900	462, 200	
58	218, 100	277, 500	325, 800	375, 000	391, 500	413, 600	463, 000	
59	219, 000	278, 600	327, 000	375, 700	392, 200	414, 200	463, 800	
60	220, 000	279, 700	328, 200	376, 300	392, 800	414, 800	464, 600	
61	220, 800	280, 900	329, 000	376, 700	393, 100	415, 100	465, 200	
62	221, 800	281, 900	329, 900	377, 300	393, 800	415, 700		
63	222, 800	282, 900	330, 700	378, 000	394, 500	416, 400		
64	223, 800	283, 900	331, 500	378, 600	395, 000	416, 900		
65	224, 500	284, 700	332, 400	379, 000	395, 400	417, 400		
66	225, 500	285, 600	332, 800	379, 500	396, 100	418, 100		
67	226, 500	286, 500	333, 600	380, 100	396, 800	418, 800		
68	227, 600	287, 400	334, 400	380, 600	397, 500	419, 500		
69	228, 400	288, 400	335, 200	381, 100	398, 000	420, 000		
70	229, 200	289, 200	335, 900	381, 700	398, 700	420, 700		
71	230, 000	290, 000	336, 600	382, 300	399, 400	421, 400		
72	230, 800	290, 800	337, 300	382, 700	400, 100	422, 100		
73	231, 600	291, 600	337, 800	383, 300	400, 600	422, 600		
74	232, 300	292, 100	338, 400	383, 900	401, 300	423, 300		
75	233, 000	292, 600	339, 000	384, 500	402, 000	424, 000		
76	233, 700	293, 100	339, 600	385, 100	402, 700	424, 700		
77	234, 400	293, 200	339, 900	385, 800	403, 200	425, 200		
78	235, 200	293, 600	340, 400	386, 400	403, 900	425, 900		
79	236, 000	293, 800	340, 800	387, 000	404, 600	426, 600		
80	236, 800	294, 200	341, 300	387, 600	405, 300	427, 300		
81	237, 500	294, 400	341, 700	388, 300	405, 800	427, 800		
82	238, 200	294, 600	342, 200	388, 900	406, 500	428, 500		
83	238, 900	295, 000	342, 700	389, 500	407, 200	429, 200		
84	239, 600	295, 300	343, 200	390, 100	407, 900	429, 900		
85	240, 300	295, 600	343, 600	390, 800	408, 400	430, 400		
86	241, 000	295, 900	344, 000	391, 400	409, 100	431, 100		
87	241, 700	296, 200	344, 500	392, 000	409, 800	431, 800		
88	242, 400	296, 600	344, 900	392, 600	410, 500	432, 500		
89	243, 100	296, 900	345, 200	393, 300	411, 000	433, 000		
90	243, 600	297, 300	345, 600	393, 900	411, 700	433, 700		
91	244, 100	297, 700	346, 100	394, 500	412, 400	434, 400		
92	244, 600	298, 100	346, 500	395, 100	413, 100	435, 100		
93	244, 900	298, 200	346, 700	395, 800	413, 600	435, 600		
94		298, 500	347, 100	396, 400	414, 300			
95		298, 900	347, 600	397, 000	415, 000			
96		299, 300	348, 000	397, 600	415, 700			

97		299,500	348,100	398,300	416,200				
98		299,800	348,600	398,900					
99		300,200	349,100	399,500					
100		300,600	349,400	400,100					
101		300,800	349,700	400,800					
102		301,100	350,100						
103		301,500	350,500						
104		301,800	350,900						
105		302,000	351,400						
106		302,300	351,800						
107		302,700	352,200						
108		303,000	352,600						
109		303,200	353,100						
110		303,600	353,500						
111		304,000	353,900						
112		304,300	354,200						
113		304,400	354,700						
114		304,700	355,100						
115		305,000	355,500						
116		305,400	355,900						
117		305,600	356,400						
118		305,800	356,800						
119		306,100	357,200						
120		306,400	357,600						
121		306,800	358,100						
122		307,000							
123		307,300							
124		307,600							
125		308,000							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3から5まで <省略>

附 則

1から17まで <省略>

18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3から5まで <省略>

附 則

1から17まで <省略>

18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条

例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>377,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>426,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>479,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>542,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>618,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>722,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>845,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当をうける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」と</p>	号給	給料月額	1	<u>377,000円</u>	2	<u>426,000円</u>	3	<u>479,000円</u>	4	<u>542,000円</u>	5	<u>618,000円</u>	6	<u>722,000円</u>	7	<u>845,000円</u>	<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>424,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>477,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>541,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>617,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>721,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>844,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで <省略></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当をうける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」と</p>	号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2	<u>424,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>541,000円</u>	5	<u>617,000円</u>	6	<u>721,000円</u>	7	<u>844,000円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>377,000円</u>																																
2	<u>426,000円</u>																																
3	<u>479,000円</u>																																
4	<u>542,000円</u>																																
5	<u>618,000円</u>																																
6	<u>722,000円</u>																																
7	<u>845,000円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>375,000円</u>																																
2	<u>424,000円</u>																																
3	<u>477,000円</u>																																
4	<u>541,000円</u>																																
5	<u>617,000円</u>																																
6	<u>721,000円</u>																																
7	<u>844,000円</u>																																

あるのは「100分の170」とする。

あるのは「100分の155」とする。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 <省略> 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当をうける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第6条 <省略> 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当をうける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の140</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（瀬戸市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条及び附則第18項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の

給与条例」という。)の規定及び第3条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第6条の改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の任期付職員条例(附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。